



社会問題としての環境問題

— 豊島産業廃棄物不法投棄事件を事例として —

原 直行

香川大学

はじめに

1990年代、瀬戸内海に浮かぶ1つの島が日本の環境問題の一大中心地であった。香川県の豊島で起きた豊島産業廃棄物不法投棄事件である。この事件は、全国放送のテレビや新聞でもしばしば取り上げられ、日本のみならず海外からも広く注目された。

公害や環境問題は科学では原因があり結果がある。いまだ原因が突きとめられず、その追究が行われていたとしても、因果関係は明確である。だが、公害や環境問題の解決は、科学的な因果関係の解明で終わるわけではない。むしろ、公害や環境問題を社会問題としてとらえた場合、因果関係の解明は公害や環境問題の解決の出発点にすぎない。なぜなら、そこから加害者と被害者が特定され、加害者が被害者に対して謝罪や肉体的・精神的な苦痛に対する補償を行い、被害地の原状回復に努める作業が始まるのだが、それには通常膨大な時間・お金・労力がかかるし、そもそも誰が加害者でどの程度の加害を行ったのか、誰が被害者でどの程度の被害を被ったのかについての事実認定にすら多くの時間が費やされるからである。

豊島産業廃棄物不法投棄事件をみていくことによって、私たちは上に述べたことを実際に確認していくことになるだろう。

1. 豊島の概要

豊島は瀬戸内海にあって、小豆島の西3.7kmに位置し、面積14.6km²、周囲約20kmの島で、香川県小豆郡土庄町（土庄町役場は小豆島にある）に属する一部離島である。（第1図参照）

人口は後述する豊かな自然に恵まれ、終戦後3,000人を超えたが、1970年で2,510人、1980年で2,060人、1990年で1,590人、2000年で1,100人、2010年で1,040人²と、高度経済成

¹ 豊島の概要については、廃棄物対策豊島住民会議（2010）、pp.3-8を主に参照している。

² 2010年3月現在。

長期以降10年間で400～500人ずつ、2000年以降は減少にある程度の歯止めがかかったが、減少傾向そのものには歯止めがかからない。さらに問題なのは高齢化であり、2000年で29%とかろうじて30%を切っていたが、2010年には44%と10年間で14ポイントも上昇した。瀬戸内海の多くの島と同様に過疎化、高齢化の進行している島である。



豊島の歴史は非常に古く、1万年前と推定される西日本最古の貝塚が出土し、弥生時代の遺跡からは漁具が発見され、3～7世紀にかけて大和朝廷の影響下にあったともいわれている。

このような古い歴史を有するのは、恵まれた自然環境にあったことが最も大きいであろう。豊島の唐櫃地区では高度成長期頃まで棚田が発達していたが、それはこの地域の地質から古第三系の堆積層が山に降った水を蓄え、地すべり層となり、地すべり堆積物がその後の浸食作用で段丘状の地形に変化してきたからである。島では珍しく、水に恵まれたのである。

そのため、農業が盛んで最盛期で120haの水田があったという³。農業では酪農の導入も戦前から行われ「ミルクの島」とまで呼ばれていた。また、暖地斜面を利用した温州み

³ 今では19ha。

かんも1980年頃までは盛んであった⁴。

豊かな漁場であった瀬戸内海のゆえ、漁業ももちろん盛んであった。とくにイカ漁は漁場にも恵まれ、豊島村史には350隻の船が出漁したとある。重点が養殖漁業へ切り替わった後でもノリやハマチが養殖されていた。

恵まれた自然環境は水だけではない。豊島は花崗岩を基層として、その上層に角礫凝灰岩、さらに安山岩から成り立っている。なかでも「豊島石」として有名な角礫凝灰岩は加工しやすく、火に強い石として灯籠やクド石として全国に流通した。石材業でも栄えたのである。

また、福祉の島としても有名である。現在の豊島には、乳児院、特別養護老人ホーム、知的障害者グループホームなどの福祉施設があるが、その発端は戦前から戦後にかけて活躍したキリスト教社会運動家の賀川豊彦が農民福音学校を開校したことである。農民福音学校では、全寮制の自由学校で、有機有畜農業の「立体農業」が実践されていた。

豊島はこのような自然環境に恵まれ、その自然を利用して古くから人々が住みつき、生業を営んでいたのである。

2. 豊島事件の発端

豊島の産廃不法投棄事件の発端は1975年12月18日である⁵。この日、豊島総合観光開発株式会社（以下、豊島開発）が香川県に対して有害な産業廃棄物等を取り扱う産業廃棄物処理業の許可申請を行った。豊島開発の実質的な経営者はそれまで国立公園に指定された豊島西端の水ヶ浦で、違法に土砂採取を行ったり、埋め立てたりなどしていたため、豊島の住民は署名を集めて香川県知事に産廃処理業の許可を与えないよう陳情を行った。豊島開発の違法な行為に当初県も許可を見送った。しかし、豊島開発側の度重なる陳情に県も態度を軟化させ、県知事自らが豊島に入って住民を説得するようなこともあった。知事の住民を侮辱する発言もあって⁶、住民は「産業廃棄物持ち込み絶対反対豊島住民会議」を結成して反対した。さらに、77年6月には住民は豊島開発に対して産廃処理場建設差止請求訴訟を起こして対抗した。

しかし、77年9月に豊島開発が産廃処理業の事業内容をミミズによる土壌改良剤化処分

⁴ なお、2000年以降はイチゴのハウス栽培が行われている。

⁵ この時期の豊島事件の推移については、廃棄物対策豊島住民会議（2010）を参照。

⁶ 法に従って事業を行えば問題は起きない。それでも反対ならば「それは『住民エゴ』であり、『事業者いじめ』である。豊島は海は青く空気はきれいだが、住民の心は灰色だ」と言ったという。

に変更して許可申請を行った⁷。すると県は、翌78年2月に先の裁判の判決を待たずに産廃処理業を許可したのであった。その後、県は住民に対して8ヶ月にわたり説得活動を行い⁸、住民も78年10月に裁判を和解させた。

こうして豊島に産廃が持ち込まれるようになった。ところが、ミミズ養殖場であるにもかかわらず、廃タイヤが持ち込まれ野焼きされるなどの許可以外の行為がやがて目立ち始める。さらに、83年に豊島開発が中古のカーフェリーを購入し、廃棄物運搬船に改造してから投棄される産廃の量は飛躍的に高まった⁹。しかも、中身も廃プラスチック類を主とした自動車破碎屑、すなわちシュレッダーダストや内容物がわからないドラム缶が大量に運び込まれるようになったのである。現場では大量のシュレッダーダストを埋め立ててつくった窪みにドラム缶を転がし込み、穴をあけて燃やした。黒煙が立ち上がり、時には高松の県庁からも見えるほどだった。豊島開発は83年1月にシュレッダーダスト等を原料として購入し、そこから有価金属を回収する名目で香川県公安委員会から金属くず商の許可を取得していたのだった。そして、この頃にはミミズの養殖も止めていた。

住民は84年に県に対して公開質問状を出したが、その回答はミミズ養殖業が行われている、金属回収業は廃棄物取扱ではない事業である、したがってどちらも合法である、というものであった。さらに、住民は行政監察局に香川県の指導を依頼するが、名ばかりの焼却炉が作られただけに終わった。87年頃から、豊島ではぜんそく患者が急増し、小学生の発症率は実に1割を超えるまでになった。

3. 豊島事件の展開

豊島事件が急展開するのは、1990年に入ってからである。それは90年11月16日、兵庫県警が豊島開発の事業場を廃棄物処理法違反容疑で強制捜査したことから始まる。豊島の地元、香川県警ではなく、兵庫県警であったのは産廃の積み出し港が主に兵庫県姫路飾磨港であったことによる。兵庫県警は翌91年1月には豊島開発の経営者らを逮捕した。

この動きに住民、香川県も動き出した。住民は90年11月28日に「廃棄物対策豊島住民会議」を結成し、産廃についての対応を行っていくこととなった。一方の香川県は、12月にそれまでの「産廃ではない」との主張を一転させ、豊島開発に対して、産廃処理業の許

⁷ 無害な製紙汚泥、食品汚泥、木くず、家畜の糞という無害限定4品目を持ちこみ、ミミズに食べさせるというものであった。

⁸ 説得活動については、ミミズの養殖であり環境破壊や健康被害はない、県と住民が力を合わせて監視に当たれば間違いは起きない、というものであった。

⁹ それまではダンプカーにゴミを積んで定期便のフェリーで運んでいたため、運べる量は限られていた。

可を取り消すとともに、産廃撤去等の措置命令を出した。

91年7月には、神戸地裁姫路支部が豊島開発及び経営者等に判決を下した。有罪判決であったが、それは「罰金50万円、懲役10ヶ月、執行猶予5年」という判決であり、産廃は豊島に残されたまま刑事事件は終わってしまった。

92年に住民は産廃の撤去を求めて県に要請書を提出したり、さらに産廃を放置したままでの投棄現場の再開発に反対の申し入れを行ったが、事態は進展しなかった。そのような中、翌93年4月、住民会議は弁護士の助力を得て経営者等に対する神戸地裁の公判記録を入手した。この公判記録には、当時の県担当職員の供述調書があり、そのなかに今回の豊島産廃不法投棄事件のからくりが書かれていた。そのからくりは以下のようであった。

廃棄物とは、「原材料などとして再利用できず不要になったもの、他人に有償で売却できないために不要になったもの」をさす。豊島開発は、シュレッダーダスト等の廃棄物を「原材料」という名目で1トン当たり300円で買い取り、それを豊島まで運ぶという名目で1トン当たり2,000円を産廃排出業者から受け取っていたのである。こうすることによって、「廃棄物」ではないとしていた。これは形式的脱法行為である。しかも、県担当職員は違法性を認識しながら経営者等の暴力を怖れてそのことを黙認したばかりでなく、形式的脱法行為の助言までしていた。責任は豊島開発の経営者等のみではなく、廃棄物処理の指導監督にあたる香川県にもあったのである。

93年11月11日、豊島住民438人¹⁰は豊島開発、経営者等、香川県及び県担当職員（2人）、産廃の処分を委託していた排出事業者21社を相手方被申請人として公害調停を申請した。申請するかどうか住民の中でも意見が割れていたため月日が経ち、申請したのは時効成立わずか5日前であった¹¹。その調停申請の内容は、①共同して一切の産業廃棄物を撤去すること、②申請人各自に対し連帯して金50万円を支払うこと、であった。

94年3月から公害調停が始まった¹²。この第1回調停は最初から住民の産廃島外撤去の

¹⁰ 同年11月15日に豊島住民111人が公害調停参加の申し立てを行ったため、申請人は549人になった。

¹¹ 兵庫県警の強制捜査の翌日から3年が経過すると、民法上の不法行為の時効が完成し、県に法的責任を追及できなくなる。大川（2001）、p.41を参照。

¹² 調停の過程については、大川（2001）に依っている。

要求に対して、県は撤去責任のみならず、賠償責任も全面的に否定した¹³。こうして長く苦しい調停はスタートした。調停は裁判とは異なり、当事者間の合意がなければ成立しない。県とは比べ物にならないほど非力な住民は、マスコミに対して積極的に情報を開示し、県民、国民に実態を知ってもらった上で世論を味方につけるという方法で対抗した。そのため、県庁前で住民が毎日朝から夕方5時過ぎまで立ち続け、「県はだました責任をとれ」「豊かな島を返せ」と書いたのぼりやプラカードを掲げて、ビラ配りを行ったりした。この抗議行動は5カ月以上続いた。

住民による抗議行動やマスコミ対策が功を奏したのか、94年5月の第2回調停では産廃の島外撤去要求に対して、県は自らが主体の撤去は困難だと主張した。前回の全面否定とは幾分か変化がみられた。続く94年7月の第3回調停では県は「調査・現状評価の結果、周辺的生活環境に重大な影響を及ぼすことを防止するために必要があるならば、撤去の問題も視野に入れながら、今後の対応策を協議していく」ことを表明した。それまでの県の態度とは大きな変化がみられた。県の態度の変化を評価した調停委員会¹⁴は産廃の処理方策を検討するため、専門的な見地からの調査を提案した。その結果、専門委員が任命され、調査予算として2億3,600万円が閣議決定された。当初、公害等調整委員会は予算を300万円程度と考えていたが、このような巨額の調査費用が国から捻出された背景には、豊島の調査結果を今後の廃棄物対策の資料とする目的があった。豊島の住民運動やマスコミ対策も効いていたが、産廃の不法投棄が全国で社会問題化してきていたのである。

調査の結果は想像以上のものであった。産廃の総量は香川県が発表した量の約3倍にあたる50万トンに及び¹⁵、ダイオキシンなどの有機化合物、鉛等の重金属など有害物汚染が確認され、さらにその有害物が直下土壌・地下水に浸出し、瀬戸内海にまで流出していたのである。

¹³ 県の答弁書では、以下のように答えている。（後論に関わることのみ記載）

「③知事は豊島観光に対し、1990年12月に措置命令を出したことにより、1993年2月頃までにはシュレッダーダスト、製紙汚泥以外の物はおおむね撤去が終了し、処分地の生活環境に支障を及ぼすおそれは格段に減少している。

④処分地またはその周辺について、県が調査した結果等によれば、有害物質が周辺住民に被害を及ぼす程度に存在しているとは考えられない」

¹⁴ 調停委員会とは、「当事者の間に入り、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決をはかるが、紛争解決のために内容についても積極的に介入し、当事者を適正妥当と考える方向に導く」ために、3人の調停委員によって構成される委員会である。大川（2001）、p.44を参照。

¹⁵ その後の調査で産廃総量（推計量）は増え続け、2011年9月ではそれまでの66万8,000トンから最大で90万5,000トンに、さらに2012年6月現在では93万8,000トン前後と香川県は発表している。

その後、調査結果を踏まえて解決策が全部で7案提示されたが、その案をめぐって調停委員会で県側と住民側のみならず、時には調停委員とも激しいやりとりが行われ、住民側の弁護団が増強される（「瀬戸内弁護団」の結成）など攻防が続いた。しかし、県は依然として対策案を示そうしなかったため、96年9月の第11回調停では調停委員会から県の落ち度が文書で指摘された。これに対して、県はようやく産廃処理についての見解を示した。それは解決策のうち最も処理効果の低い「第7案」（処分地で現状に変更を加えることなく、産廃の周囲と表面に遮水工を施し、廃棄物層下の地下水をポンプで汲み上げる案）であった。

住民側は世論を味方につけるという方法で闘いを続けていった。巨大な組織である香川県庁とは異なり、豊島の住民は皆手弁当で費用を賄っていた。そのため、マスコミに積極的にアピールすることによって社会問題として世論を喚起し、少しずつでも社会を味方につけていくしかなかった。例えば、96年9月に豊島住民42人は東京銀座の数寄屋橋で廃棄物や汚染土壌を陳列し、豊島産廃の現実を訴えデモ行進を行った。この模様は全国紙の夕刊の誌面を飾り、住民の闘いが全国に報道された。

このような動きを国も見過ごすことができなくなってきた。国会でも国内最大の産廃不法投棄事件として取り上げられるようになった¹⁶。そして、96年8月には菅直人厚生大臣（当時）が豊島を訪問し、処分地を視察した。さらに、同年10月には橋本龍太郎総理大臣（当時）が、県が中間処理をする場合は国が補助する意向であることを表明した。

しかし、その後も投棄された産廃の解決策について、調停での県と住民側との攻防は続いた。県は相変わらず「第7案」を主張し続け、住民側は撤去を要求していたが、調停委員会も「第7案」では将来の生活環境の保全ができないとして、県にその撤回を求めた。これに対して、ついに県は97年1月の第14回調停で「第7案」を撤回し、国からの支援等を受けて廃棄物溶融の中間処理を行うことを表明した。また、この場で県は住民に対して初めて「遺憾」の意を表明した。だが、この時の県は同時に、この事件が「不法投棄」であることや自らの落ち度を認めず、「島外撤去」についても否定した。さらに、住民が要求してきた「謝罪」についてもその意思がないことを表明した。

その後も「責任」と「謝罪」をめぐって、それを調停条項に入れることを要求する住民側と拒否する県とのやりとりが続いた。そのため、調停委員会は97年3月末に中間合意の成立を目指したが実現できなかった。しかし、放置された廃棄物が汚染の被害を拡大する可能性を考えると、ひとまず中間合意をしておくことは住民にとっても必要であった。結局、中間合意は97年7月18日になされた。この中間合意において、県は「廃棄物の認定を誤り、適切な指導監督を怠ったことにより深刻な事態を招来させた」ことを認め

¹⁶ 当時は豊島の産廃が国内最大と言われていたが、その後、青森岩手県境、岐阜市で豊島を上回る規模の産廃不法投棄が確認された。

た。県の「責任」が事実上認められた。また、溶融等の中間処理により「廃棄物が豊島に搬入される前の状態に戻すことを目指す」という合意内容は、産廃の島外撤去を示唆したものであった。これらは住民にとって有利な内容であった。その一方で、県の「謝罪」はなく、過去の被害に対して、住民の県に対する損害賠償請求をしないという合意内容は明らかに住民にとって不利なものであった。また、この中間合意により廃棄物処理やりサイクルの可能性を検討する専門家からなる「技術検討委員会」が設けられた。

中間合意はあくまでも中間合意である。豊島の住民はこの後も運動をやめるわけにはいかなかった。中間合意の前月に地元選出の県議が「豊島の運動は根無し草」だと発言した¹⁷。このような論調が県議会にあったことが中間合意において県からの「謝罪」が得られなかったばかりではなく、広く県民にも支持を得られていなかったのではないかと、住民はもう一度この運動を見つめ直すことになった。住民は「一人一人の県民が自らの問題と考えて行動してこそ、豊島事件の解決はある」と考え、1,000人の住民で100万人の県民を一人ずつ直接説得しようと決意した。こうして「豊島の心を100万県民に」運動が開始された。これは県下5市38町（当時）をくまなく回り、豊島問題の座談会を100ヶ所で開くというものであった。少々長くなるが、「豊かさを問うIII 調停成立10年誌 ゆたかの島」からその部分の説明を引用したい。

知らない町へ行って公民館などの会場を借ります。場所と時間が決まれば印刷物を用意して何人もの住民が手分けして会場周辺の家の郵便受けにチラシを投げ込んで行きます。

高松には広報車を1台用意して、毎日必ず誰かが本土へ渡り県内を案内放送して回ります。

豊島には、香川県下全域の住宅地図と電話帳を用意して、1軒ずつ電話を掛けます。

これを実践するために、島民全員を10の班に分けて作業に当たりました。

（省略）

島民のところには、手紙や電話、そして多くの声が寄せられます。「頑張れ」という声もありますが、それは必ずしも良いものばかりではありません。

「お前ら、豊島の住民は瀬戸内海にダイオキシンを垂れ流しやがって迷惑だ。香川県から出ていけ・県民より」という匿名の手紙。際限なく続く無言電話。こうした声や仕打ちにさらされることになるのです。

¹⁷ この県議の発言の趣旨は以下のものであった。「もし不法投棄された廃棄物を税金で処理したら、県内の他町が本来もらえるはずだったお金が減ることになる。豊島の人たちは他の県民に迷惑をかけることになる。それなのに彼らは東京やマスコミのほうばかり向いて、県民のほうを向こうとしない。彼らの運動は根なし草だ。」

しかし、住民は根気よくこの運動を続け、97年7月から1年8ヶ月後の99年3月までかけてついに100ヶ所の座談会を成し遂げた。

さらに、県政を内部からも変革しようということで、住民運動のリーダーであったI氏（当時39歳）が3万人の票田の小豆島で1,400人の豊島から県議選に立候補し、99年4月、見事当選を果たした。

中間合意後のこのような住民の動きがあつて、99年5月、2年近く開かれなかった調停が再開された。いよいよ最終合意にむけて検討が開始された。最終合意における主要な項目のうち、とくに検討の対象となっていたのが県の「謝罪」と処分地の使用（中間処理施設の建設）であつたが、8月に県は突如として中間処理施設の直島建設案を出してきた。これは豊島以外の廃棄物も受け入れて処理するというもので、それまでとは方針が大きく転換するものであつた。だが、この案は直島で検討された結果、2000年3月に直島町は中間処理施設の直島建設の受け入れを正式に表明した。その他の項目に対しても住民側は検討を重ね、5月8日に最終合意案を公害等調整委員会事務局に提出した。その案をめぐって公害等調整委員会事務局は何度も県と協議を重ねた。そして、ようやく5月26日に開かれた第36回公害調停で事実上の調停（最終合意）が成立した。この最終合意による調停を正式に成立させるため、県は臨時県議会を開催して調停条項案を議決し、一方住民側も島内各地区で座談会、その後に住民大会を開催し、調停条項案を承認した。

調停条項の主な内容は以下のようであつた。

- ・香川県の謝罪¹⁸
- ・技術検討委員会の検討結果に従うという基本原則
- ・廃棄物・汚染土壌の搬出（平成28年度末までに実施）
- ・豊島内での措置（地下水等の漏出の防止・浄化、廃棄物等の搬出に必要な施設の設置など）
- ・焼却・溶融処理（直島での焼却・溶融処理）
- ・住民の香川県に対する損害賠償請求権の放棄

6月6日、豊島小学校体育館において、ついに調停が成立した。県知事が来島し、600人の住民の前で住民代表と合意文書に調印を行った。知事は謝罪文を読み上げた後、知事就任後、ずっと豊島のことを考えていたと語り、自らの言動によって住民に不愉快な思いをさせたことの許しを乞うた。そして、住民代表と握手を交わした。また、これに先立つ

¹⁸ 謝罪は最後まで調停で対立した部分であるため、調停条項の「香川県の謝罪」について以下に全文掲載する。「香川県は、廃棄物の認定を誤り、豊島総合観光開発株式会社に対する適切な指導監督を怠った結果、本件処分地について土壌汚染、水質汚濁等深刻な事態を招来し、申請人らを含む豊島住民に長期にわたり不安と苦痛を与えたことを認め、申請人らに対し、心からの謝罪の意を表する。」

て、件の県職員2名に対して反省と自覚を促した訓告処分がなされ、2職員の謝罪文が住民会議に届けられた¹⁹。

調停開始からは6年半、豊島開発から産廃の許可申請が出されてから25年の歳月が流れた。住民が起こした行動は7,000回を数え、島民が負担した費用は1億6,000万円を超えた。また高齢化の進む豊島では、調停成立を見ることなく多くの住民がこの世を去った。

4. 調停成立後

調停成立後、すぐに問題が解決したわけではない。2000年から産廃の処理施設（高度排水処理施設と中間保管梱包施設）の建設が行われた。前例のない規模の処理施設であるため、発注・入札から建設までここでも様々な問題が起こったが、03年9月に漸く本格操業が開始された。操業後も04年1月に溶融炉が爆発事故を起こして運転再開まで3ヵ月近くかかるなど多難な日々が続いた。

処理計画では、10年間（2013年3月末）ですべての廃棄物及び汚染土壌の処理を終えることになっていた。09年12月末時点（操業から6年8ヶ月）で35万4,000トンの処理を終えた。その後、産廃推計総量が93万8,000トンに増えたため、35万4,000トンの処理は全体の38%にしかあらず、全量処理時期が2013年3月末までから2016年10月までへと3年7ヶ月延長された²⁰。産廃の処理を急ぐ県は2010年になって「水洗浄」という新しい方法を提案した。これは廃棄物の下にある汚染土壌をこれまでの「焼却・溶融」ではなく、島から船で持ち出して県外で水洗浄を行うというものである²¹。住民側もこの提案を10年7月に受け入れた。これにより11年度から2年間行われることになった。だが、こちらもスムーズには事態が進行しなかった。当初は滋賀県大津市で水洗浄処理を行う予定であったが、地元住民らの反対を受け何度か交渉を行った末、2012年5月に大津市での処理を断念した。その後、県は処理方法・処理場所の検討を続け、2013年2月に福岡県荊田町の三菱マテリアル九州工場で産廃直下汚染土壌を水洗浄処理からセメント原料とすることになった。

住民側の動きも簡単にみておこう。住民は2002年、処分地の豊島開発旧事務所を産廃

¹⁹ 産廃の処分を委託していた排出業者21社とも調停が成立し、うち18社から和解金が支払われた。3社は倒産等により交渉を断念した。

²⁰ 処理期限の延長は2012年7月に豊島廃棄物等管理委員会によって決定された。

²¹ 水洗浄とは、土の粒子の大きさで分離し、有害物が主に付着している細かい部分を高熱処理し、ほとんど有害物がないとされている荒い部分をそのまま再生土砂として再利用するというものである。

に関する資料館として活用を始めた。ここには、これまでの豊島産廃事件における住民運動の歴史がわかる資料が展示され、さらに廃棄物層をはがしてその断面を残している。申込をすれば住民の解説付きで見学もできるようになっている。

また、03年8月に「島の学校」を開催した。これは2泊3日で「豊島問題とは何であったか、求めるべき豊かさは何なのか」を、住民や外部から招いた弁護士やマスコミ関係者が講師となって、参加者とともに授業形式で考えていくというものであった。初年度は約90人が参加した²²。

だが、調停後の住民の地域活性化への積極的な動きにも関わらず、他の島々や農山漁村と同様に豊島でも過疎化・高齢化は進行している。また、豊島事件への世間の関心も薄まってきていることは否めない。このままでは明るい展望が開けない。

おわりに

公害・環境問題に限っても豊島事件から私たちは多くを学ぶことができる。

まず、事件の解決には膨大な時間とお金と労力がかかるということである。1975年からすでに37年が経過したが、まだ廃棄物の処理は終わっていない。2000年の調停までに住民が起こした行動は7,000回、負担した費用は1億6,000万円であったことは既に述べたが、撤去作業にかかる費用は280億円と試算されている²³。

次に、公害・環境問題は座ってじっとしていても解決はしないということである。加害者と被害者が明確になったとしても、それだけでは解決しない。住民の闘いは弁護士や支援者はもちろん、マスコミをも巻き込みながら、県や排出事業者に対して延々と続けられた。東京・銀座でのデモや県内100ヶ所座談会などの運動は希望より絶望することのほうが遥かに多かったであろう。しかし、諦めることなく、住民一丸となつての闘いこそが、不可能とも言われた調停を実現させ、世界的にもほとんど前例のない汚染地帯の住民による買い取り、原状回復事業の実現をもたらしたのであった。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の大幅な法改正、各種リサイクル法の制定にも寄与することとなった。さらに、行政のすることに誤りはないという「行政の無謬性」をも突き崩したのであった。

3つめはやはり私たちの暮らしのあり方であろう。望むと望まないとに関わらず、現代文明では日々の生活の中でどうしても廃棄物は生じ、その処理はなされている。減量化への努力は大事だが、私たち自身が廃棄物を出している当事者であるという意識を持ち続け

²² この島の学校はその後毎年継続して行われたが、2012年の開催をもって終了することとなった。

²³ 当初の試算よりさらに70億円超過する見込みである。さらに、中間施設等に208億円かかっている。

ることが重要である。

さて、明るい展望が開けないと言った豊島に話を戻そう。その豊島で新しい動きが出てきた。その代表が瀬戸内国際芸術祭「アートと海を巡る百日間の冒険」である。この芸術祭は2010年7月19日～10月31日の期間に、瀬戸内海の島々（直島、豊島、女木島、男木島、小豆島、大島、犬島、高松港周辺）を中心に開催された。世界18ヶ国75組のアーティスト等が参加した芸術祭であり、3年に1度ずつ開催され、現在瀬戸内国際芸術祭2013が開催されている²⁴。この芸術祭により前回と同様に国内外から多くの観光客の来島が期待されている。すでに島内でも飲食店の増加や、船の増便、ずっと運休していたバスも運行を開始した。また、一部ではアート作品の共同製作作業により住民とアーティスト、ボランティアの間にこれまでみられなかった交流がみられるようになっている。芸術祭はそのインパクトの大きさから、これまで培ってきた豊島の歴史、文化、伝統を崩壊させてしまうかもしれない、今後の成り行きをしっかりと見届けていく必要があるが、展開次第では島の活性化の起爆剤にもなりうるし、住民と外部との新たな交流のきっかけになるであろう²⁵。あの住民一丸となった闘いをみせた島である。豊島住民が島の活性化に向けてどのように主体的に取り組んでいくのか、私たちはまだ豊島から目を離すことができない。

<参考文献>

- 飯島伸子（2000）『環境問題の社会史』、有斐閣アルマ
- 石井とおる（2007）『未来の森』、農事組合法人てしまむら
- 大川真郎（2001）『豊島産業廃棄物不法投棄事件』、日本評論社
- 曾根英二（1999）『ゴミが降る島』、日本経済新聞社
- 廃棄物対策豊島住民会議（2005）「豊かさを問うⅡ 調停成立5周年をむかえて」
- 廃棄物対策豊島住民会議（2010）「豊かさを問うⅢ 調停成立10年誌 ゆたかの島」
- 原直行（2012）「アートによる地域活性化の意義」『香川大学経済論叢』第85巻第1・2号
- 藤川賢（2001）「産業廃棄物問題」船橋晴俊編『講座 環境社会学 第2巻 加害・被害と解決過程』、有斐閣
- 堀畑まなみ（2000）「豊島産業廃棄物不法投棄事件における被害－加害構造」『環境と公害』Vol.29 No.3
- 堀畑まなみ（2001）「豊島の産業廃棄物汚染処理と地域再生」『環境と公害』Vol.31 No.2

²⁴ 芸術祭全体では全体で30万人、豊島で5万人の来客予想だったが、実際は全体93万人、豊島17.5万人の来客があり、予想をはるかに上回った。この経済効果も当初予想50億円から大幅に上回る111億円であった。

²⁵ 瀬戸内国際芸術祭2010の豊島住民の評価については、原（2012）を参照。

堀畑まなみ（2006）「産業廃棄物の不法投棄と地域再生」磯野弥生・除本理史編著『地域と環境政策』、勁草書房

参考URL

香川県環境森林部廃棄物対策課・豊島問題HP

<http://www.pref.kagawa.jp/haitai/teshima/nenpyo/index.htm>

瀬戸内国際芸術祭実行委員会

<http://setouchi-artfest.jp/>

豊島観光協会

<http://www.teshima-web.jp/>